

由利本荘市入札心得の一部改正について

由利本荘市入札心得の一部を次のとおり改正する。

(新旧対照表のとおり)

(令和元年10月1日から適用)

○主な改正理由

1. 入札の辞退について、辞退届の撤回に関する事項を明記するものである。
2. 消費税率改正により、改正するものである。

由利本荘市入札心得 【工事、建設コンサルタント用】 新旧対照表

改正後(案)	現 行
<p>第1～第5 (省略)</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>第6 競争入札において、入札参加者は入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。</p> <p>2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。ただし、電子入札においては、各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。</p> <p>(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を市長に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。</p> <p>(3) 入札辞退届及び入札を辞退する旨を記入した入札書は、提出後撤回することはできない。</p> <p>3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。</p> <p>第6の2～第8 (省略)</p> <p>(入札)</p> <p>第9 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。</p> <p>2 入札書は入札前までにあらかじめ契約検査課長が承諾した場合は、書留(一般、簡易)郵便により提出することができる。この場合においては二重封筒</p>	<p>第1～第5 (省略)</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>第6 競争入札において、入札参加者は入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。</p> <p>2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。ただし、電子入札においては、各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。</p> <p>(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を市長に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。</p> <p>3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。</p> <p>第6の2～第8 (省略)</p> <p>(入札)</p> <p>第9 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。</p> <p>2 入札書は入札前までにあらかじめ契約検査課長が承諾した場合は、書留(一般、簡易)郵便により提出することができる。この場合においては二重封筒</p>

(内封筒及び外封筒)とし、外封筒に入札書在中の旨を記載し、内封筒に入札案件名、番号及び場所を記載し、提出しなければならない。

- 3 前項の入札書は、指名競争入札執行通知書（見積徴取執行通知書）に記載した開札日時までに到達しないものは無効とする。
- 4 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
第2項の郵便による提出の場合は委任状は不要とする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札書に記載する金額は、特に指示する場合を除き見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

第10～第19 (省略)

(内封筒及び外封筒)とし、外封筒に入札書在中の旨を記載し、内封筒に入札案件名、番号及び場所を記載し、提出しなければならない。

- 3 前項の入札書は、指名競争入札執行通知書（見積徴取執行通知書）に記載した開札日時までに到達しないものは無効とする。
- 4 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
第2項の郵便による提出の場合は委任状は不要とする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札書に記載する金額は、特に指示する場合を除き見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額とすること。

第10～第19 (省略)